

☺ 玉 村 町 に 転 入 さ れ た 方 へ ☺

707	担当課	下記の要件に該当している方は、手続きをしてください
1F	住民課 住民係 戸籍係 ①窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（通知カード・個人番号カード）をお持ちください。 ・印鑑登録をしたい方は、ご本人が登録印と顔写真付きの公的身分証明書を持参し、手続きしてください。（代理人が登録する場合は、即日交付はできません） ・お住まいの地区の区長に、転入した旨をお電話でご連絡ください。
	住民課 国民健康保険係 高齢者医療年金係 ②窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に加入している方は、玉村町の国保に加入する手続きが必要です。70歳以上の方は、高齢受給者証の申請も必要です。 ・福祉医療《中学校3年生までの子、18歳未満の子を扶養している母子・父子家庭、重度心身障害者（児）等》の制度があります。ご相談ください。 ・国民年金1号加入の方は、住所変更の手続きが必要です。 ・75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の手続きをしてください。
	健康福祉課 ③窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受給者証をお持ちの方、またはご家族に障害をお持ちの方がいらっしゃいましたら、相談・手続きしてください。 ・介護保険の要介護認定を受けている方は、手続きしてください。 ・児童手当を受けていた方は、新たに認定請求書を提出してください。 ※児童手当は申請した翌月分からの支給になります。申請手続きは、お早めにお願ひします。 ・特別児童扶養手当を受けていた方は、住所変更の手続きをしてください。
	保健センター ⑦窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・6歳（就学前）までのお子さんがある方は、母子手帳をお持ちになり、予防接種や乳幼児健診の状況をお知らせください。予防接種予診票を差し替えます。 ・妊娠中の方は、母子手帳をお持ちください。妊婦健診受診票を差し替えます。 ・精神障害者手帳をお持ちの方、自立支援医療費制度（精神通院）の認定を受けている方は、手続きをしてください。 ・20歳以上の女性の方、40歳以上の男女の方で、健康診断等をご希望の方は、ご相談ください。
2F	生活環境安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・犬を飼っている方は、登録変更の手続きをしてください。
3F	学校教育課 ①窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・小、中学生のお子さんがある方は、転入学の手続きをしてください。 ・来年度小学校へ入学するお子さんがある方は、ご連絡ください。 ・幼稚園への入園をご希望の方、および在園中の方は、ご連絡ください。
	子ども育成課 ②窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当を受けていた方は、転入手続きをしてください。 ・保育所（園）、認定こども園に通っている方・入所（園）希望の方は、町内外の施設にかかわらず手続きが必要です。
/	上下水道課 水道庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・水道使用開始の連絡をお願いします。（直通電話 0270-65-6691） ※上下水道課は、別庁舎になります。